

秋田県立鹿角高等学校 いじめ防止等のための基本方針

令和6年4月1日

1 いじめの基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為である。生徒たちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要である。

- ・いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと。
- ・いじめは、どの生徒にも、また、場所を問わず起こりうるものであること。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと。
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること。

本校では、このような理解に立ち、生徒と生徒、生徒と教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努める。また、日頃から生徒の人間関係を把握し、些細な変化や僅かな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

いじめが起きた際には、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた生徒に心からの反省を促し、生徒が安心して学校生活を送れるように支援する。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した教育活動により、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことのできるようコミュニケーション能力を高める体験・能動的活動の充実を図る。また、自分の進歩や成長を実感し、生徒一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組む。

(1) 家庭や地域と連携した教育活動の充実

- ・各学校行事等における保護者の参加を促し、本校の取組や現状を理解してもらおう。また、地域の広報に本校の学習内容や取組を紹介し情報提供に努める。
- ・教育振興会やPTAの連絡協議会などで、生徒の学校生活や家庭での状況を話題に取り上げ、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図る。

(2) 生徒会活動の充実

- ・主に校風委員会が中心となり、年間を通じて「いじめ撲滅」に向けた生徒主体の取組を実施するとともに、学校行事や広報を利用して、保護者や地域の方に広く紹介する。

(3) 体験活動の充実

・校訓「志高 共創 錬磨」のもと、自分と他人との違いに気付き、相手の良さを見付け協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、就業体験、修学旅行及びボランティア活動等の各行事や部活動の充実を図る。

(4) 「分かる・できる授業」づくりの推進

・生徒一人一人が、満足感や達成感を感じられるよう、全ての生徒が活躍できる場面設定や資格取得の奨励など、個人の状況に応じた指導を通して「分かる・できる授業」づくりを進める。また、情報モラル教育の推進を図る。

3 いじめの早期発見の取組

日頃から生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに複数の教員による観察等を通し、些細な変化や僅かな兆候を見逃さないように努め、職員間での共通理解を図る。

(1) 教育相談週間の実施

全校生徒が、必ず教職員と面談し、最近の悩み事や気になっている事を話す期間を設ける。(悩み事や相談ごとのない場合でも、生徒と教職員の信頼関係の構築に努めるとともに相談しやすい環境の基礎を整える。) その際に、緊急を要する事案が出てきた場合は、事実確認をし、いじめに該当する事案は組織で対応策を考え実施する。

(2) 学校生活アンケートの実施 (年2回)

1回目の調査結果を元に、心配される事案を確認検証する。2回目の調査では、1回目の調査結果と比較検討し、活動の効果を確認する。

(3) 相談窓口の周知

学級担任以外にも、学年主任、教頭、保健部及び生徒指導主事が生徒や保護者の相談窓口になることを知らせ、話しやすい環境を整える。また、外部機関の相談窓口の校内掲示と資料の配付をする。

(4) 「いじめ防止対策等委員会」での情報提供と共有

「いじめ防止対策等委員会」を組織し、情報の提供や共有を図り、対応方針の決定、対応状況の確認を行う。

また、校内研修会を通して教職員の資質向上を図ることにより、いじめの早期発見や適切な初期対応につなげる。

4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、いじめ防止対策等委員会をつくり組織的に対応する。

対応に当たってはいじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた生徒に対しては毅然とした指導により心からの反省を促す。また、いじめた生徒、いじめを受けた生徒の双方の保護者に指導内容も含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図る。

- (1) 対応策の検討と役割分担
 - ・「いじめ防止対策等委員会」で、共通理解を図り、組織的な対応の体制をつくる。
- (2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援
 - ・いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方から聞き取った内容の整合性を図り、状況を正確に把握する。
 - ・いじめを受けた生徒及び保護者の心情に寄り添い、心のケアを図る。
 - ・いじめた生徒に対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促す。
- (3) スクールカウンセラー、関係機関等との連携、調整
 - ・状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、教育相談体制の充実を図る。
 - ・状況に応じて関係機関（警察、法務局、教育委員会など）と連携を図る。
 - ・犯罪行為と思われる事案が発生した際は、ためらわずに警察との連携を図る。
- (4) 保護者との連携
 - ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得られるように努めるとともに、対応の経過や事後の生徒の状況等について、適切に情報を提供する。
 - ・いじめを受けた生徒、いじめた生徒双方の保護者と協議しながら、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続する。
- (5) 重大な事態への対処
 - ・重大な事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について指導・助言を仰ぐ。

5 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

学校広報やPTA等を通し、学校はいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、生徒を見守る体制づくりに努める。また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用についても機会をみて知らせる。

- (1) 生徒指導通信による情報発信
 - ・校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者とともに考える機会を設ける。
- (2) 学年・PTAにおける説明・協議
 - ・学年やクラスにおける現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議する。
- (3) 講演会等の実施や周知徹底
 - ・外部からの専門家を招いての講演会などを開催し、地域にも情報を発信する。
- (4) ホームページの活用
 - ・学校の取組を随時更新し、生徒の活動を紹介する。
- (5) 相談窓口、相談機関の周知徹底
 - ・学校以外の相談窓口や救済制度等を紹介する。(校内掲示を含む)